

基幹統計の点検結果の整理について

影響度による区分

- I 数値の誤りも利用上の支障も生じない
- II 数値の誤りは生じていないが、利用上の支障を来す
- III 利用上重大な影響は生じないと考えられる数値の誤り
- IV 利用上重大な影響が生じると考えられる数値の誤り

※影響度欄の上段は、各府省と事務局で仮に影響度を区分したもの

○結果数値の訂正が必要なもの

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
国土交通省	建設工事統計	事業者からの報告内容に誤記載があり、実態より大きい値で公表	III又はIV	・内閣府が公表する「月例経済報告」では、本調査の「受注高」が利用されているが、修正が発生した項目は利用していない ・外部からの本数値の使用を目的としたデータ提供依頼はない ・内閣府の「国民経済計算」においても影響がないことを確認	・平成31年1月24日及び2月20日に修正値について公表済

○計画上の集計事項の中に集計・公表されていないものがある

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
総務省	住宅・土地統計	調査計画の集計事項一覧に、集計予定のない事項を誤って記載していたため、当該事項について集計及び公表を行っていない	I又はII	調査計画から集計予定のない事項を除く変更申請手続が行われていなかった事案であり、利用上の支障は生じない	統括官室へ相談の上、総務大臣への変更申請手続等必要な作業を実施する
総務省	経済構造統計	調査計画の集計事項一覧に、集計予定のない事項を誤って記載していたため、当該事項について集計及び公表を行っていない	I又はII	調査計画から集計予定のない事項を除く変更申請手続が行われていなかった事案であり、利用上の支障は生じない	統括官室へ相談の上、総務大臣への変更申請手続等必要な作業を実施する
総務省	全国消費実態統計	①調査計画の集計事項一覧に、集計予定のない事項を誤って記載していたため、当該事項について集計及び公表を行っていない ②調査の結果サンプル数が少なく結果精度の面から集計・公表に適さないと判断したため、集計及び公表を行っていない	I又はII	①調査計画から集計予定のない事項を除く変更申請手続が行われていなかった事案であり、利用上の支障は生じない ②調査の結果、結果精度の面から集計・公表に適さないと判明したものを除く処理をしたものであり、利用上の支障は生じない	統括官室へ相談の上、総務大臣への変更申請手続等必要な作業を実施する
財務省	法人企業統計	年次別調査において、平成20年度から平成29年度までの「損害保険業」の「配当率」、「配当性向」、「内部留保率」が掲載漏れ	I又はII	・左記の3つの比率は、既に公表している「損害保険業」に係る「配当金」、「資本金（期首・期末平均）」等から算出可能 ・掲載が漏れていた事項をe-Statへ追加的に掲載するという事案であり、遡及改定等の修正が必要となるものではなく、既存のデータに対する影響はない	掲載漏れとなっていたデータについて、平成31年1月24日に財務省HPに掲載済 e-Statへは1月29日に掲載済
文部科学省	学校教員統計	1. 給料月額別職名別教員構成が特別支援学校としては集計し、公表していたが、障害種別ではしていなかった	I又はII	1. 特別支援学校の障害種別に係る集計結果の掲載漏れによって影響が生じたという事案は特段認められず、当該事項に係る調査票情報の提供申請もなかった	1. 集計の上、e-Statに掲載済
		2. 「短期大学」・「高等専門学校」における、「年齢区分別 専門分野別 本務教員の母校出身者の占める比率」について、刊行物には掲載していなかった	I又はII	2. 刊行物への掲載が漏れていたものであるが、もともと調査計画で集計事項本体と閲覧公表（インターネットのみに掲載）の両方同じ事項を記載していたもの	2. 刊行物への掲載の必要性を再検討しつつ、今後は調査計画に沿った掲載を行う
厚生労働省	毎月勤労統計	調査計画上集計・公表することとしていた「産業、規模及び一人平均きまって支給する給与階級別事業所数」を公表せず、「事業所割合」で公表	P	報告のあった事業所が特定される可能性があるため、秘匿性確保の観点から「数」ではなく「割合」に変更したもの	秘匿処理の方法を検討の上、公表する

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
国土交通省	建築着工統計	「用途別、構造別、大都市別表」等において、計画上の集計事項の集計を行っていなかった	I 又は II	当該事項の集計に必要なデータは、集計したとしても建築物の特定を行いやすく、公表の際には相当の秘匿処理を必要とする可能性があることから、公表することが必ずしも統計利用者の利便に資するとは限らない	当該集計表の必要性について検討
国土交通省	鉄道車両等生産動態統計	調査計画上、集計することとなっている車種別「改造」、「修理」の区分の合計である「鉄道車両（改造・修理）車種別総計」を、年報において作成していなかった	I 又は II	平成21年度より改造・修理についてのみ月次調査から四半期調査に変更したことにより、四半期報における必要な統計表として、新たに「鉄道車両（改造・修理）車種別総計」の作成を始めたが、年報においては従来通り「鉄道車両（改造・修理）車種別総計」の作成を行っていなかった。	平成31年2月14日公表済
経済産業省	経済産業省企業活動基本統計	平成25年に調査計画を変更した際、統計は最新の集計表で作成したが、35の集計表のうち1表については、過去の内容で変更申請手続を行ったため、調査計画内の1表が最新の内容でなくなっていた	I 又は II	調査計画中の表章様式の誤記載箇所を修正する変更申請手続が行われていなかった事案であり、利用上の支障は生じない	平成29年6月に調査計画を変更し、現在は最新の内容となっている

○都道府県における抽出作業の手順が、国が示した手順と細部において相違したものの

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
国土交通省	建築着工統計	一部の都道府県における抽出作業の手順が、国土交通省が示している手順と細部において相違していた（抽出の発出番号や抽出間隔が異なる等）	I 又は II	一部の都道府県（4県）において無作為抽出手順の細部が相違していたものであり、利用上の支障は生じない	当該都道府県に対して改めて適切な手順で抽出するよう指示

○その他手続等の問題があるもの（計画変更手続の未実施）

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
経済産業省	商業動態統計	標本抽出に用いる母集団名簿を平成24年時点から平成26年時点の最新のものに更新したが、総務大臣への変更申請手続が行われていなかった	I 又は II	調査自体は適切に行われたが手続が漏れていた事案であり、利用上の支障は生じない	・調査計画上に記載されている母集団と実際に利用している母集団は異なることを当該統計調査のHPに注記 ・調査計画上の母集団の記載を変更する申請手続を早急に行う（総務省と相談中）

○その他手続等の問題があるもの（告示が未修正）

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
国土交通省	建築着工統計	調査計画通りに調査は実施されたが、標本抽出方法を示す告示において、必要な修正が行われていなかった	I 又は II	調査自体は適切に行われたが告示が修正されていなかった事案であり、利用上の支障は生じない	「公的統計の整備に関する基本的な計画」に基づき標本設計の変更を検討中であり、その結果を踏まえ対応

○その他手続等の問題があるもの（公表期日の遅延）

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
文部科学省	学校教員統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から約2か月遅延	I 又は II	過去調査4回分（平成19年度調査以降）の調査の公表日を確認したところ、中間報告において断続的に発生。確報は遅延なし。（※3年に1回調査を実施）	調査計画記載の公表期日通り公表する
文部科学省	社会教育統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から約3か月遅延	I 又は II	過去調査4回分（平成17年度調査以降）の調査の公表日を確認したところ、中間報告において断続的に発生。確報は遅延なし。（※3年に1回調査を実施）	調査計画記載の公表期日通り公表する

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
厚生労働省	薬事工業生産動態統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から 月報（平成30年1月）で約6か月の遅延 年報（平成28年）で約9か月の遅延	I 又は II	年報は平成26年以降、遅延、月報は平成21年以降、遅延 ※年報は平成22年分以降、月報は平成21年分以降の調査の公表日を確認 昨年、公表の遅延改善等を目的として、調査のオンライン化など調査方法を変更。（平成30年1月総務省承認、平成31年1月から実施済）	・調査客体を集約し、調査票収集を迅速化 ・紙・電磁的記録媒体・オンラインのいずれで報告しても可としていたが、原則オンライン報告とし、エラーチェック機能を拡充することにより、データ精査に要する期間を大幅に短縮 ・紙調査票のデータ入力に要していた時間の短縮
厚生労働省	医療施設統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から 静態調査で約2か月の遅延（平成29年調査）	I 又は II	静態調査は平成23年以降、遅延 ※動態調査（平成30年10月分）については、遅延なし	調査計画（公表の期日等）等の見直し
厚生労働省	患者統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から±2か月遅延（平成26年調査）	I 又は II	平成23年以降、遅延	調査計画（公表の期日等）等の見直し
農林水産省	牛乳乳製品統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から確報が出ている平成29年の公表の調査でみると、1～2日の遅延	I 又は II	平成18年以降、遅延	公表実態に合った期限に改めるべく、調査計画の変更を申請 総務省統計委員会の点検検証部会での再発防止、統計の品質向上等を目指した検証作業に積極的に協力
農林水産省	農業経営統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から確報が出ている平成29年度の公表の調査で見ると、22調査区分のうち12調査区分について調査計画上の公表期日より1～5か月程度の遅延	I 又は II	平成16年以降、遅延	公表実態に合った期限に改めるべく、調査計画の変更を申請 総務省統計委員会の点検検証部会での再発防止、統計の品質向上等を目指した検証作業に積極的に協力
経済産業省	経済産業省企業活動基本統計	平成29年速報について、平成30年1月中旬に公表する予定であったが、公表準備中に調査対象企業の報告値に誤りがあることが判明したため、公表日が2日遅延	I 又は II	速報の公表が2日遅れ（単発の事象）	平成30年2月2日に公表 なお、平成30年速報については、平成31年1月24日に公表している
国土交通省	建築着工統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から約6か月遅延	I 又は II	確認できるのは 昭和45年分以降（補正調査結果） ※建築物着工統計等については遅延なし	公表期日の見直し
国土交通省	自動車輸送統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から約3か月遅延	I 又は II	確認できるのは 平成6年4月分以降（月報）	公表期日の見直し
国土交通省	港湾統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から ・月報で約8か月遅延 ・年報で約1か月遅延	I 又は II	確認できるのは 平成元年1月分以降（月報） 平成28年分以降（年報）	公表期日の見直し
国土交通省	造船造機統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から ・月報で約1か月遅延 ・四半期報で約1か月遅延	I 又は II	確認できるのは 昭和46年1月分以降（月報） 平成21年第2四半期分以降（四半期報）	公表期日の見直し
国土交通省	鉄道車両等生産動態統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から ・四半期報で約1か月遅延 ・年報で約1か月遅延	I 又は II	確認できるのは 平成21年度第1四半期分以降（四半期報） 平成28年度分以降（年報）	申請どおり公表の方針 ・丁寧な督促を鋭意実施したことにより、公表期日からの遅延が14日に縮小したことから、引き続き、調査計画どおりの公表に向け、鋭意督促を行っていく
国土交通省	法人土地・建物基本統計	調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から ・速報で約1か月遅延 ・確報で約3か月遅延	I 又は II	平成20年、25年調査結果公表分	申請どおり公表の方針 ・調査票回収、回答内容の審査等の各業務を前倒しで行うとともに、調査結果の審査等を合理化する

○その他手続等の問題があるもの（公表方法の変更）

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
経済産業省	ガス事業生産動態統計	計画上は、統計データを資源エネルギー庁ホームページ及びe-Stat掲載することとしていたが、資源エネルギー庁ホームページには全データを掲載していたものの、e-Statには月報のみの掲載となっていた	I 又は II	四半期結果の集計表のみ、e-statへの掲載がされていなかったものであり、資源エネルギー庁ホームページでの公表はされている	判明後、直ちにe-Statにも全データを掲載
国土交通省	自動車輸送統計	計画上の公表方法（インターネット、印刷物）のうち、実施していないものがある	I 又は II	月報をインターネット及び印刷物で公表するとしていたところ、印刷物のみ未実施	・印刷物での公表を行っていないことを当該統計調査のHPに注記 ・計画を変更し、月報の印刷を廃止する
国土交通省	港湾統計	計画上の公表方法（インターネット、印刷物）のうち、実施していないものがある	I 又は II	月報をインターネット及び印刷物で公表するとしていたところ、印刷物のみ未実施	・印刷物での公表を行っていないことを当該統計調査のHPに注記 ・計画を変更し、月報の印刷を廃止する
国土交通省	造船造機統計	計画上の公表方法（インターネット、印刷物）のうち、実施していないものがある	I 又は II	月報及び四半期報をインターネット及び印刷物で公表するとしていたところ、印刷物のみ未実施	・印刷物での公表を行っていないことを当該統計調査のHPに注記 ・計画を変更し、月報の印刷を廃止する

厚生労働省追加報告（賃金構造基本統計）はP

点検対象外の事案

府省名	統計名	事案の概要	影響度	影響の内容	対応方針又は対応状況
総務省	小売物価統計	大阪府知事任命の（大阪市、枚方市及び東大阪市の）統計調査員が不適切な調査事務を行っていたため、該当品目の平均価格に修正が発生	III 又は IV	・不適切な事務処理があったのは、全国約21万の価格データのうちの約180価格（価格の訂正を行ったのは、約50価格） ・本調査結果を用いている消費者物価指数の公表済数値に影響なし	・平成31年1月31日に全都道府県に対して注意喚起の文書を発出 ・大阪市、枚方市及び東大阪市の該当品目に係る遡及集計を行い、平成31年2月22日に遡及集計結果及び正誤表を公表

統計法関連規定（抜粋）

統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（基幹統計の公表等）

第八条 行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、速やかに、当該基幹統計及び基幹統計に関し政令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

- 2 行政機関の長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該基幹統計の公表期日及び公表方法を定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。
- 3 行政機関の長は、国民が基幹統計に関する情報を常に容易に入手することができるよう、当該情報の長期的かつ体系的な保存その他の適切な措置を講ずるものとする。

（基幹統計調査の承認）

第九条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする行政機関の長は、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 調査の名称及び目的
 - 二 調査対象の範囲
 - 三 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - 四 報告を求める者
 - 五 報告を求めるために用いる方法
 - 六 報告を求める期間
 - 七 集計事項
 - 八 調査結果の公表の方法及び期日
 - 九 使用する統計基準その他総務省令で定める事項
- 3 前項の申請書には、調査票その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
- 4 総務大臣は、第一項の承認の申請があったときは、統計委員会の意見を聴かなければならない。ただし、統計委員会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

（基幹統計調査の変更又は中止）

第十一条 行政機関の長は、第九条第一項の承認を受けた基幹統計調査を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

- 2 第九条第四項の規定は前項に規定する基幹統計調査の変更及び中止の承認について、前条の規定は同項に規定する基幹統計調査の変更の承認について準用する。

（一般統計調査の承認）

第十九条 行政機関の長は、一般統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

2 第九条第二項及び第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(一般統計調査の変更又は中止)

第二十一条 行政機関の長は、第十九条第一項の承認を受けた一般統計調査を変更しようとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。ただし、総務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項に規定する一般統計調査の変更の承認について準用する。

3 行政機関の長は、第十九条第一項の承認を受けた一般統計調査を中止しようとするときは、あらかじめ、総務大臣にその旨を通知しなければならない。

(一般統計調査の結果の公表等)

第二十三条 行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、速やかに、当該一般統計調査の結果及び一般統計調査に関し政令で定める事項を、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

2 第八条第三項の規定は、一般統計調査の結果に関する情報について準用する。

統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）（抄）

(基幹統計に関する公表事項)

第三条 法第八条第一項の政令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 統計調査以外の方法により基幹統計を作成した場合 当該基幹統計の目的、作成の方法、当該基幹統計における用語の定義その他の当該基幹統計の利用に際し参考となるべき事項

二 統計調査の方法により基幹統計を作成した場合 当該基幹統計の目的、統計調査の方法により作成された旨、当該統計調査に関し次に掲げる事項、当該基幹統計における用語の定義その他の当該基幹統計の利用に際し参考となるべき事項

イ 調査対象の範囲

ロ 報告を求めた事項及びその基準とした期日又は期間

ハ 報告を求めた者

ニ 報告を求めめるために用いた方法

(一般統計調査の結果に関する公表事項)

第六条 第三条（第一号を除く。）の規定は、法第二十三条第一項の政令で定める事項について準用する。

申請事項記載書

- 1 調査の名称
- 2 調査の目的
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域的範囲
 - (2) 属性的範囲
- 4 報告を求める者
 - (1) 数
 - (2) 選定の方法 (全数 無作為抽出 有意抽出)
 - (3) 報告義務者
- 5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項
 - (2) 基準となる期日又は期間
- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
 - (2) 調査方法
(調査員調査 郵送調査 オンライン調査 その他 ())
- 7 報告を求める期間
 - (1) 調査の周期
 - (2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限
- 8 集計事項
- 9 調査結果の公表の方法及び期日
 - (1) 公表の方法
 - (2) 公表の期日
- 10 使用する統計基準
- 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者
- 12 立入検査等の対象とすることができる事項

※集計事項に関する申請例①

平成 25 年住宅・土地統計調査 集計事項一覧（抄）

一連番号	集計事項	全国	大都市圏	都市圏	距離帯	都道府県	市区	町村
第1表	居住世帯の有無別住宅数及び住宅以外で人が居住する建物数	○	○	○	○	○	○	○
第2表	住宅の種類・住宅の所有の関係別住宅数及び建物の種類・建物の所有の関係別住宅以外で人が居住する建物数並びに世帯の種類別世帯数及び世帯人員	○	○	○	○	○		
	・							
	・							
第166表	都市計画の地域区分, 居住世帯の有無, 公共下水道の有無別住宅数及び住宅以外で人が居住する建物数並びに世帯の種類別世帯数及び世帯人員	○	○			○	○	○
	・							
	・							
	・							
第206表	平成21年以降の住宅の増改築・改修工事等, 家計を主に支える者の男女, 年齢別持ち家数	○				○		
第207表	住宅の建て方, 建築の時期別東日本大震災による被災箇所の改修工事をした持ち家数	○				○		

記載ミス（集計予定のない事項を誤って記載）

※集計事項に関する申請例②

鉄道車両等生産動態統計調査（国土交通省）

○調査計画の集計事項

【鉄道車両生産（新造）調査票】

- ①車種別新造合計受注、生産、月末手持両数及び金額
- ②車種別新造国内向け受注、生産、月末手持両数及び金額
- ③車種別新造国内向け需要先別受注、生産、月末手持車両数及び金額
- ④車種別新造輸出向け受注、生産、月末手持両数及び金額

【鉄道車両生産（改造・修理）調査票】

- ①車種別改造・修理総計、受注、生産、期末手持両数及び金額
⇒平成21年調査の調査計画から追加したが、年報において現在まで未集計であった
- ②車種別改造合計受注、生産、期末手持両数及び金額
- ③車種別改造需要先別受注、生産、期末手持両数及び金額
- ④車種別修理合計受注、生産、期末手持両数及び金額
- ⑤車種別修理需要先別受注、生産、期末手持両数及び金額

【鉄道車両部品生産調査票】

- ①品目別生産、出荷、期末在庫数量及び金額
- ②納入先別出荷内訳

【鉄道信号保安装置生産調査票】

- ①品目別生産、出荷、期末在庫数量及び金額
- ②納入先別出荷内訳

【索道搬器運行装置生産調査票】

- 品目別受注、生産、期末手持数量及び金額

※各府省への説明会で配布した資料

<実施要領>

対象統計：基幹統計（５６）

点検項目：以下の項目について、承認された調査計画や対外的な説明のとおり行われているか

○調査対象の選定方法（全数調査／抽出調査の別、抽出方法、抽出率、報告者数 等）

また、復元推計の実施状況についても調査（抽出調査において、統計的な処理（復元）が適切に行われているか）

※集計プログラムにおける復元処理の点検を含む

なお、統計調査以外の方法によって作成する基幹統計については、その作成方法（統計法第２６条に基づき、総務大臣に通知された作成方法と異なる方法で作成されていないか）について調査

点検手法：各府省が統計幹事を中心に自ら点検を実施。これを総務省が取りまとめ

実施府省：基幹統計所管の府省等

（内閣府、総務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

提出期限：１月２２日（火）１０時

提出先：総務省政策統括官室総点検担当の各府省担当者に加えて総括担当にも送付してください。

基幹統計の点検内容

府省庁等名（担当課室名）		承認・公表されている調査計画等の内容 (A欄)		直近の実施内容に基づく実績 (B欄)	自己点検結果 A欄とB欄が ・同じ場合：○ ・異なる場合：×
統計・調査名称		承認・公表されている調査計画等の内容 (A欄)		直近の実施内容に基づく実績 (B欄)	自己点検結果 A欄とB欄が ・同じ場合：○ ・異なる場合：×
1 調査対象の選定 方法	承認・公表されている調査計画等の内容 (A欄)		直近の実施内容に基づく実績 (B欄)	自己点検結果 A欄とB欄が ・同じ場合：○ ・異なる場合：×	自己点検結果 A欄とB欄が ・同じ場合：○ ・異なる場合：×
① 調査対象の範囲	(いづれかにチェック又は記載) 地理的範囲〔 <input type="checkbox"/> 全国 <input type="checkbox"/> 一部地域 ()〕 属性的範囲〔 <input type="checkbox"/> 世帯・個人 <input type="checkbox"/> 企業・法人 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> その他 ()〕		地理的範囲〔 <input type="checkbox"/> 全国 <input type="checkbox"/> 一部地域 ()〕 属性的範囲〔 <input type="checkbox"/> 世帯・個人 <input type="checkbox"/> 企業・法人 <input type="checkbox"/> 事業所 <input type="checkbox"/> その他 ()〕		
② 全数調査・抽出 調査等の別	(いづれかにチェックを付す) <input type="checkbox"/> 全数調査 <input type="checkbox"/> 一部全数調査（全数の範囲：) <input type="checkbox"/> 抽出調査		<input type="checkbox"/> 全数調査 <input type="checkbox"/> 一部全数調査（全数の範囲：) <input type="checkbox"/> 抽出調査		
③ 抽出方法等	(選定の方法にチェックを付すとともに、使用する母集団情報を記載) 選定方法〔 <input type="checkbox"/> 全数 <input type="checkbox"/> 無作為抽出 <input type="checkbox"/> 有意抽出〕 母集団情報〔)〕		選定方法〔 <input type="checkbox"/> 全数 <input type="checkbox"/> 無作為抽出 <input type="checkbox"/> 有意抽出〕 母集団情報〔)〕		
④ 標本設計の概要 (無作為抽出、有意 抽出の場合)	(抽出区分（産業別、規模別等）ごとに目標精度や抽出率、上位●%選定等を記載)		(左欄との違いを記載)		
⑤ 報告者数	(いづれかにチェック又は記載) <input type="checkbox"/> 〔) 世帯・人 <input type="checkbox"/> 〔) 法人・事業所 <input type="checkbox"/> その他〔) 〕 母集団の数〔) 〕		<input type="checkbox"/> 〔) 世帯・人 <input type="checkbox"/> 〔) 法人・事業所 <input type="checkbox"/> その他〔) 〕 母集団の数〔) 〕		

※ 左欄と異なる場合、その理由を記載

加工統計の点検作業表

府省庁等名（担当課室名）			自己点検結果
加工統計の名称	直近の実施内容に基づく実績 (B欄)	直近の実施内容に基づく実績 (B欄)	A欄とB欄が ・同じ場合：○ ・異なる場合：×
統計法第26条に基づき総務大臣に通知した作成方法 (A欄)	<input type="checkbox"/> 通知された作成方法の通り作成 <input type="checkbox"/> 通知された作成方法と異なる方法で作成 (異なる点)		

(注) 点検は、確報を公表している直近の調査の実施状況を基に実施して下さい。